



2025(令和7)年11月1日 第35号 たかさき里見人権プラザだより



人権プラザにも設置されているAED（自動体外式除細動器）の使い方を学び、
体験をする「救命講習会」（救命入門コース）です。
ご参加をお待ちしております。



- ・開催日：令和8年1月22日（木）
- ・時 間：午後2時～午後3時30分
- ・場 所：たかさき里見人権プラザ 1階 集団検診室
- ・定 員：20名（先着）
- ・持ち物：筆記用具、動きやすい服装、上履き
- ・講 師：高崎北消防署 榛名分署職員のみなさん
- ・参加費：無料



●申込方法：令和7年11月10日（月）から12月24日（水）までの間に、
たかさき里見人権プラザへ来館、または電話にてお申し込みください。
※お申し込みの際 ①氏名 ②生年月日 ③電話番号 をお知らせください。

●受付時間：午前9時～午後4時まで

●受付場所：たかさき里見人権プラザ 高崎市上里見町1072番地1
電話 027-340-5131



AED（自動体外式除細動器）

突然心肺停止になった時、
心臓に電気ショックを与えて、
正常な状態に戻す機器です。



人権に関する3つの法律(人権三法)をご存じですか?

みなさんは、人権三法をご存じでしょうか?
三法の名のとおり、3種類の法律の総称です。

具体的には、

- 障害者差別解消法 (平成28年4月1日施行)
「障碍を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

障碍のある人への差別をなくすことで、障碍のある人もない人も互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的とするもの。

- ヘイトスピーチ解消法 (平成28年6月3日施行)
「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律」

特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動(ヘイトスピーチ)の解消を目的とするもの。

- 部落差別解消法 (平成28年12月16日施行)
「部落差別の解消の推進に関する法律」

現在もなお部落差別が存在するため、差別は許されないものという認識のもと、部落差別のない社会を実現することを目的とするもの。

☆ これらの法律は、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現を目指しています。



たかさき里見人権プラザって、どこですか？

プラザでのイベント開催のおしゃらせの際にもですが、時々、里見人権プラザってどこにあるんですか？というご質問があります。

そこで、改めましてのご案内をいたします。



- たかさき里見人権プラザは高崎市榛名・倉渕保健センターとの複合施設で、同じ建物の中にある、各部屋を保健センターと併用しています。
- そのため、敷地入口に写真のような看板表示と玄関前の屋根に名称表示を出しています。
※所在地は、高崎市上里見町1072番地1、電話 027-340-5131 です。